私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内【別紙】 変更箇所一覧

変更箇所は赤字部分です。

2 補助金の種類と金額

【変更時期:令和7年4月~】(掲載箇所:1枚目の裏面)

(3)補足給付費(給食費のうちの副食費に対する補助) 未

上 限 月 額 4,900円

補助額計算方法 <245 円×給食日数>と<実際に支払った月の給食費>の少ない方

【変更時期:令和7年9月~】(掲載箇所:1枚目の裏面~2枚目の表面)

(4)施設等利用給付費(預かり保育料に対する補助) 未・新

対象 1 ・子育てのための施設等利用給付認定の第2号または第3号認定を受けている方(1) (満3歳児クラスに在籍しており、区から保育の必要性の証明を受けて補助を受ける方は対象2をご覧ください)

1 子育てのための施設等利用給付認定の第2号または第3号認定を受けていない場合は、補助対象外です。(認定手続、認定状況等については、保育課保育認定係へお問い合わせください。)

区分	幼稚園の預かり保育を利用する場合	幼稚園の預かり保育と認可外施設
		等の両方を利用する場合(2)
上限月額	15,000円(3)	15,000円(3)
	以下 と の合計額	以下 と の合計額
補助額の	国補助:450 円×預かり保育利用日数	幼稚園の預かり保育に対する
計算方法	区独自補助:上限 3,700 円 (5)	補助額(左記 + の額)
(4)	計算の詳細は、4枚目の表面をご覧くだ	11,300円(3)-(450円
	さい。	<u>× 幼稚園預かり保育利用日数)</u>
備考	園から区へ預かり実績の報告がされるた	保護者の方から区へ、認可外施設
	め、領収書等の提出は不要です。	等の領収書の提出が必要です。

2 教育時間を含む預かり保育の提供時間数が**8時間未満または開所日数 200 日未満の幼稚園** に通園する方のみ、認可外保育施設等の利用料が補助の対象となります。

在籍園が対象となるかは、練馬区のホームページもしくは幼稚園にご確認ください。 なお、練馬区外の幼稚園は所在地の自治体もしくは幼稚園にご確認ください。

- 3 第3号認定を受けている方は、16,300円です。
- 4 実際に園へ支払った預かり保育料が、算出した補助額よりも少ない場合には、支払った預かり保育料の金額が補助上限額となります。
- 5 第3号認定を受けている方は、対象外です。

対象 2 ・ 満3歳児クラスに在籍する子どもで、幼稚園の預かり保育を利用する方

(子育てのための施設等利用給付認定の3号認定を受ける方は対象1をご覧ください。)

補助額計算方法 450 円×幼稚園での預かり保育利用日数(1)

1 実際に園へ支払った預かり保育料が、算出した補助額よりも少ない場合に は、支払った預かり保育料の金額が補助上限額となります。

考 備

- ・補助を受けるには、区へ必要書類を提出する必要があります。
 - (詳細は、2枚目の裏面の「4 申請に必要な書類および手続き方法」 をご確認ください。)
- ・区独自の上乗せ補助(上限3,700円)は対象外です。
- ・認可外保育施設等の利用料は、補助対象外です。
- ・園から区へ預かり実績の報告がされるため、領収書等の提出は不要です。

申請に必要な書類および手続き方法(掲載箇所:2枚目の裏面) 4

(1)提出書類

満3歳児クラスに在籍する子ども(子育てのための施設等利用給付の第3号認定を受けて いる子どもを除く。)で、幼稚園の預かり保育を利用し、預かり保育料の補助を受ける方 保育の必要性の確認に必要な書類

・つぎの書類をご提出ください。

保育の必要性の証明願

本人または家族がすでにア・イいずれかの認定を受けている場合は、ア・イいずれ かの認定書の写し

- ア 教育保育給付認定の第2号または第3号
- イ 施設等利用給付認定の第2号

上記認定を受けていない場合は、就労証明書等の保育の必要性の確認に必要な 書類をご提出ください。

「保育の必要性の証明願」や就労証明書等の様式は、区のホームページ (令和7年度私立幼稚園補助金)(右の二次元コード)から取得できます。

